

# 転勤者住宅管理規程

株式会社エムエムインターナショナル

## 第1条（目的）

この規定は、株式会社エムエムインターナショナル（以下会社という）が、社名により転宅転勤異動を命じられた者の遵守事項、適用基準について定める。

## 第2条（適用）

社名によって転勤を命じられ、転居を必要と認められた社員に適用する。

## 第3条（規則遵守の義務）

社宅に入居する者は、誠実にこの規程を遵守し、建物・他の設備を大切に扱い、健康かつ明朗な生活環境の維持推進に努めなければならない。

## 第4条（転居承認基準）

次の各項に該当する者について、転勤者住宅（以下社宅という）の適用を認める。

### 1. 首都圏・大阪圏を除く他方エリア

#### ① マイカー通勤の場合

現住居から新任地までの距離が40km（通常の道路状況において約60分）を超える場合。但し、寒冷豪雪地域については20kmを超える場合。

#### ② 自転車通勤の場合（車の免許がない等車通勤が不可能な場合）

現住居から新任地までの距離が8km（約40分）を超える場合。但し、寒冷豪雪地域については4kmを超える場合。

#### ③ 徒歩通勤の場合（車両・自動車通勤が不可能な場合）

現住居から新任地までの距離が3km（約40分）を超える場合。但し、寒冷豪雪地域については1.5kmを超える場合。

### 2. 首都圏・大阪圏

首都圏・大阪圏で、事業所に駐車場がなく、電車・バス通勤を主とする地域においては、通勤時間トータル90分を基準とし、これを超える場合。

## 第5条（住宅対応）

1. 転勤を命じられた者が転居を必要とする場合は、この規定に基づき会社が転勤先で住宅を借り入れて入居する。
2. 転勤先にすでに借り上げ社宅であって、入居可能な場合はその借り上げ社宅に入居する。
3. 正当な理由がなく会社の斡旋する借上社宅に入居しない場合は、本規程を適用しない。
4. 転勤先に自己所有の住宅があつてそこに入居可能な場合、および親族と同居できる場合は、原則として本規程を適応しない。
5. その他、問題があれば会社と転勤を命じられた者が誠意をもって協議する。

## 第6条（住宅の規模）

転勤先で入居する住宅は、当該地の標準的条件（世間相場で中程度の物件）であって、概ね次の基準にあったものとする。

区分	標準規模 (住居専有部分の床面積)
家族同伴者	約50～60m <sup>2</sup> （15～18坪）
独身者	約20m <sup>2</sup> （約6坪）

### 【特記事項】

- 1) 本転勤発令前に婚約が成立していて、6ヶ月以内に結婚する予定の者などについては、本人の申請によって事前に検討し、転勤先の住宅について特に配慮する場合がある。
- 2) 転勤時の家族数（本人含む）が5人以上の場合には、上記の標準規模より1室（約10m<sup>2</sup>）までの増加を認めることができる。但し、転勤後に家族数が増加し、転居する場合には、赴任手当・引越し代金等は支給しない。

## 第7条（申請手続き）

転居の適用を受ける者は、所属長を通じ、事前に管理部部長の承認を受けなければならぬ。

## 第8条（家賃補助基準）

社宅入居者が支払う社宅使用料は、戸別的一般住宅使用料から会社負担額を控除した額とする。会社負担額については、会社は地域別を考慮し、転勤者と協議を行い決定するものとする。

## 第9条（付帯経費などの負担基準）

この規程の基準に適合した住宅を借用するための敷金、権利金、礼金、仲介手数料は会社が負担する。但し、水道光熱費は本人名義で契約し、全額本人の負担とする。入居者は火災保険その他会社が定める費用を負担しなければならない。

また、退去時の原状回復費用については原則として会社負担をする。但し、入居者の責めに負うものについては全額本人負担とする。

## 第10条（家賃の徴収方法）

本規程による本人負担相当額（家賃－会社補助額）を当月の給与から控除する。

## 第11条（単身赴任者の借上社宅）

社宅について、家賃は全額会社負担とし、借り上げ社宅の広さは30m<sup>2</sup>までとする。但し水

道高熱費は自己負担とする。

#### 第 12 条（赴任手当）

赴任手当は、転勤により転居の必要があると会社が認めたときに限り、以下のとおり支給する。

家族帯同者	独身者
200,000円	100,000円

また、会社が寒冷豪雪地域と認めた地域への転勤に限り、寒冷地特別赴任手当を転勤者と協議を行い支給する。但し寒冷豪雪地域間での転勤については支給しない。

なお、寒冷地特別赴任手当については、赴任手当と併給支給するものとする。

#### 第 13 条（単独異動者の対応）

単身赴任の条件には該当しないが、家族の状況等により単身で異動せざるを得ない場合においては、単身赴任申請書にその旨を記入し、管理部部長の承認を受けければ、借上社宅（20m<sup>2</sup>）を提供し家賃は全額会社が負担とするものとする。但し水道光熱費は自己負担とする。

#### 第 14 条（退職時の扱い）

従業員の身分を失った場合は、1ヶ月以内に退去しなければならない。但し、従業員本人が死亡した場合の退去期限については、会社と遺族が協議して決定する。尚、退居事由発生後退去までの家賃は、全額入居者負担とする。

#### 第 15 条（遵守事項）

社宅入居者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 社宅入居者は、盜難、火災予防（寝たばこ厳禁）に万全の注意を払わなければならない。  
特に、外出時や就寝前は、戸締り、灰皿の始末、電源のコンセント、ガスの元栓等を確認しなければならない。
- (2) 社宅入居者は、居室のみならず共有部分についても、衛生保持、環境美化に努めなければならない。また、自治会などで決められたゴミ収集指定場所等のルールについても、これに従わなければならない。
- (3) 社宅入居者は、騒音、大声等他人に迷惑になるようなことをしてはならない。
- (4) その他、賃貸契約書等において定められた事項については、誠実に遵守しなければならない。

## 付則

1. この規程は、平成20年12月1日から施行する。
2. この規程は、令和4年7月26日から改訂する。